

南生第 115 号
令和元年 9 月 5 日

静岡県知事 川勝 平太 様

南伊豆町長 岡部 克仁



「(仮称) パシフィコ・エナジー南伊豆洋上風力発電事業計画段階環境配慮書」に関する意見について (回答)

令和元年 8 月 9 日付環生第 157 号で照会のあった標記の件について、静岡県環境影響評価条例第 37 条の 2 第 2 項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見を下記のとおり提出します。

記

1 総括的事項

- (1) 風車設置範囲に近接する陸域には、他事業者による風力発電施設が稼働中であり、一部の地域においては、海と陸の双方から風車に囲まれる状況となる。住民に威圧感や圧迫感、不快感を与えるおそれがあることから、他事業との複合的又は累積的な影響を勘案し、環境影響評価を実施すること。
- (2) 想定区域は、船舶の航行が多く、また、定期船や遊覧船の航路となっていることから、船舶航行等水域利用の安全性が損なわれることのないよう、施設の配置等に十分配慮すること。さらに、共同漁業権及び定置漁業権が設定されている海域であることから、当該区域内の操業状況や漁獲物等の漁業実態を把握し、漁業への支障を及ぼさないよう最大限の配慮をすること。
- (3) 環境影響評価手続の実施にあたっては、漁業、観光業等の関係者と十分な協議を行うとともに、地域住民に対して丁寧な説明を行い、理解を得られるよう努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音、超低周波音及び風車の影

本町は、人口の約 4 割が沿岸地域に居住しており、また、想定区域から 2.2 km の範囲に 6,035 戸の住居等が存在している。沿岸付近に近接して施設が設置された場合、本事業に伴う騒音、超低周波音及び風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されることから、施設の配置等の検討にあたっては、適切な方法により調査、予測及び評価を行い、生活環境への影響を回避又は可能な限り低減すること。



(2) 地形及び地質

伊豆半島は、平成30年4月に伊豆半島ユネスコ世界ジオパークに認定され、想定区域及びその周辺には、多数の貴重なジオサイトが存在するとともに、国天然記念物である手石の弥陀ノ岩屋があることから、施設の設置に伴う流向・流速の変化等による地形及び地質への影響について、専門家の意見を聴取のうえ、環境影響評価の実施を検討すること。

(3) 海生生物

想定区域に位置する弓ヶ浜海岸は、アカウミガメの上陸、産卵地である。本町は、平成9年に「南伊豆町ウミガメ保護条例」を制定し、ウミガメを「本町の豊かな自然環境を構成する野生生物」と位置づけ、その保護を図っている。

工事の実施や施設の稼働がアカウミガメの生育環境に及ぼす影響について、適切な方法により調査、予測及び評価を行うこと。

(4) 景観

想定区域及びその周辺は、富士箱根伊豆国立公園及び名勝伊豆西南海岸に指定されており、同公園内は「ユウスゲ公園」や「愛逢岬」等の主要な眺望点が存在する。

施設の稼働がこれらの眺望点からの眺望景観に影響を及ぼすことが懸念されることから、主要な眺望点からのフォトモンタージュ等を作成し、施設の配置等に十分配慮すること。

また、想定区域の一部は、南伊豆町景観計画における「伊豆最南端海岸景観ゾーン」にあたることから、本計画との整合性に配慮すること。

(5) 自然災害への対応

南海トラフ巨大地震や台風等の影響により施設の損壊や倒壊が発生した場合、これらが陸域に及ぼす影響が懸念される。このため、自然災害に伴う被害の影響を極力回避させるよう、施設の配置等について十分検討するとともに、最新の知見等に基づいた適切な方法により調査、予測及び評価を行い、万全の対策を講じること。